

資料提供（平成22年3月26日）

環境局環境創造部環境保全指導課 菅原、望月

TEL：078-322-6420（内線：3629）

独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター跡地における 土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定の解除について

◆概要◆

土壤汚染対策法に基づき、平成21年4月8日に「指定区域」として指定したみだしの土地において、平成22年3月12日に土壤汚染の除去に係る措置完了報告書を受け、汚染土壌は全量掘削除去され、地下水汚染が生じていないことを確認したため、同法第5条に基づき本日付けで当該指定区域の指定を解除した。

◆経緯◆

- (1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターが旧神戸センター跡地（中央区小野浜町1-4 土地面積：7,292.12㎡）にて法第3条に基づく土壤汚染状況調査を行ったところ、水銀、鉛及び砒素が法の指定基準値を超過した。地下水については地下水基準値以下であった。
- (2) 同報告を受け、水銀（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）及び砒素（溶出量）が指定基準値を超過した11区画（817㎡）を、法に基づく指定区域として平成21年4月8日に指定した。
- (3) 本市は土壤汚染対策工事が適正に行われるよう指導し、その後、同法施行規則第28条第1項の別表第5の規定に基づき、汚染土壌は全量掘削除去され、また、地下水の測定を行い地下水基準に適合していることを確認したため、同法第5条に基づき指定を解除した。

◆実施された指定区域内の土壤汚染対策工事について◆

- (1) 指定基準値超過物質
 - ① 水銀の溶出量で最大0.0026mg/L(指定基準値0.0005mg/Lの5.2倍)
 - ② 鉛の溶出量で最大0.11mg/L(指定基準値0.01mg/Lの11倍)
 - ③ 鉛の含有量で最大1,500mg/kg(指定基準値150mg/kgの10倍)
 - ④ 砒素の溶出量で最大0.022mg/L(指定基準値0.01mg/Lの2.2倍)
- (2) 汚染面積：817㎡（調査単位区画で11区画）
- (3) 対策深度：最大でGL-3.5m
- (4) 対策土量：約881㎡
- (5) 対策方法：汚染土壌を全量掘削除去し、汚染土壌浄化施設に搬出した。
- (6) 対策年月日：平成21年11月16日～平成22年1月29日

◆実施された指定区域内の地下水の測定について◆

- (1) 測定対象
土壌調査で土壌溶出量が指定基準値を超過した水銀、鉛及び砒素の測定を行った。
- (2) 測定箇所
指定区域内の3地点
- (3) 測定年月日
平成22年2月2日～平成22年2月10日
- (4) 測定結果
測定結果についてはいずれも地下水基準に適合していた。

＜資料1＞これまでの経緯

- (1) 昭和2年 神戸市立生糸検査所として完成（旧館）
- (2) 昭和6年 農林省神戸生糸検査所
- (3) 昭和7年 建て増し（新館）
- (4) 昭和55年 農林水産省生糸検査所は同省農林規格検査所と統合
- (5) 平成3年 農林水産省農林水産消費技術センターに改称
- (6) 平成13年 独立行政法人農林水産消費技術センターに改組
- (7) 平成19年 独立行政法人農林水産消費安全技術センターに改組
- (8) 平成21年2月5日 ポートアイランドへ移転のため、当該土地での有害物質の使用を廃止。
- (9) 平成21年3月26日 独立行政法人農林水産消費安全技術センターが土壌調査結果報告書を提出。
- (10) 平成21年4月8日 法第5条に基づく指定区域の指定。
- (11) 平成22年1月29日 汚染土壌を全量掘削除去完了。
- (12) 平成22年2月10日 地下水基準適合を確認。
- (13) 平成22年3月12日 土壌汚染除去に係る措置完了報告書を提出。
- (14) 平成22年3月26日 法第5条に基づく指定区域の指定解除。

<資料2>用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成15年2月15日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時に、汚染の可能性の高い土地について土壤調査及び調査結果の報告を義務づけ、土壤汚染が判明した場合には必要な措置を講じること等を定めている。

指定区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過している場合、市長は指定基準値を超過した区域を指定区域として公示することが定められている。

指定区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。

土壤汚染の除去が確認できれば、指定区域の指定を解除される。

溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から揮発性有機化合物、重金属等、農薬等25物質について土壤汚染対策法で溶出量基準が定められている。

溶出量基準は、土壤に含まれる有害物質が地下水に溶出し、人がその地下水を一日2L、一生涯（70年）にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度に設定されている。

含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を防止する観点からカドミウム、鉛、水銀などの重金属等9物質について土壤汚染対策法で含有量基準が定められている。

含有量基準は、基本的には、一日あたり大人100mg、子供200mgの土壤を一生涯にわたって摂取し続けても健康影響が現れない含有量に設定されている。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壤中の鉛の正常な濃度の範囲は15～30mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000mg/kg以下の土壤濃度では見られないといわれている。

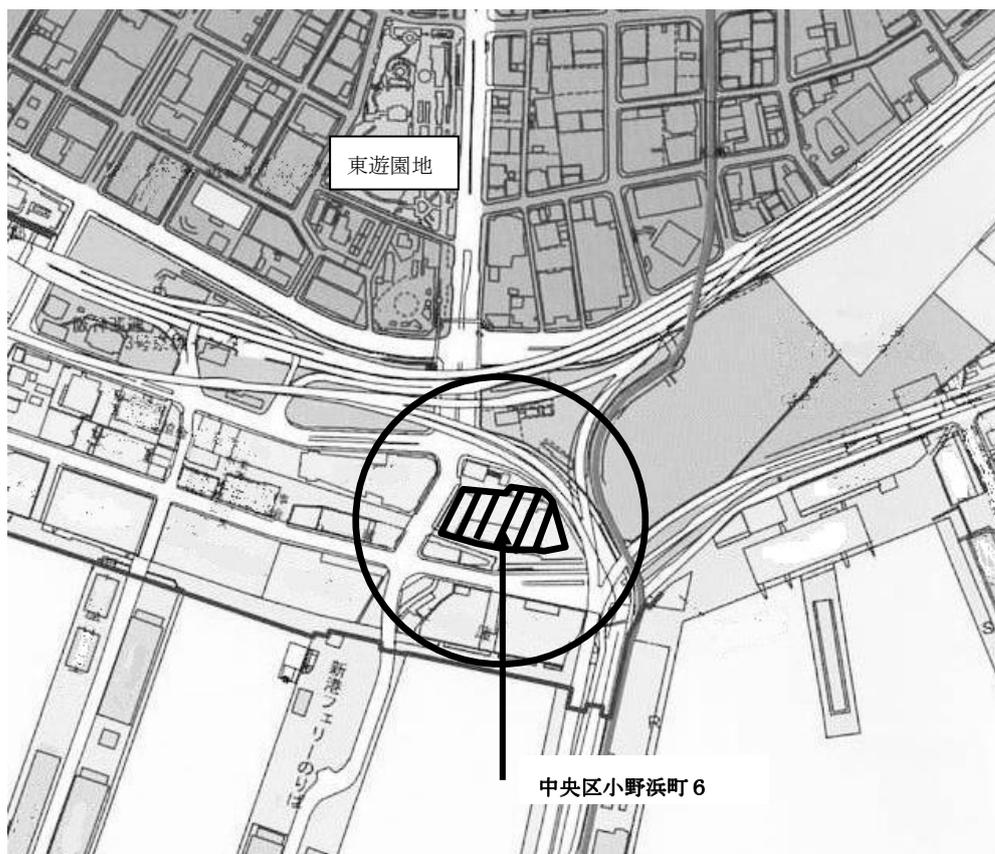
水銀

水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属。化学品製造、医薬品、乾電池等に用いられる。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。

砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、農薬、防腐剤等に用いられる。皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大、乾燥性発しん等の症状を示すといわれている。

<資料3>位置図



<資料4>指定区域図

